

令和 2 年 5 月 1 日

新入生 各位
在学生 各位
教職員（非常勤含む）各位
新任教職員（非常勤含む）各位

名城大学学長 小原 章裕

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う 対応について（第七報 令和 2 年 5 月 1 日更新）

昨今の国内外における新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、日本政府及び愛知県の対策方針を踏まえ、以下のとおり対応をお願いいたします。

1. 感染予防にかかる施設の閉鎖について

学生寮を除く、名城大学におけるすべての施設を閉鎖します。なお、閉鎖期間を 6 月 2 日までとします。

2. 感染予防について

- ・手指衛生（手洗い、アルコール消毒）を励行してください。
- ・咳やくしゃみ、鼻汁、咽頭痛、発熱、嗅覚や味覚の異常などの症状が 1 つでもある場合は、マスクを着用してください。
- ・こまめな換気を実施するとともに、上記の感染予防を励行してください。
- ・不要不急の外出を避けてください。

3. 症状がある場合について

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、これら以外にも発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（重症化しやすい方も同様）は、電話で最寄りの保健所や下記の電話相談窓口へすぐに相談し、その指示に従ってください（これらに該当しない場合も、状況に応じて相談してください）。
- ・症状には個人差がありますので、強い症状と思われる場合（解熱剤などを飲み続けなければならない場合も含む）は、上記と同様に窓口へ相談し、指示に従ってください。

4. 感染が診断された場合及び濃厚接触者と特定された場合について

- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされるため、通学は禁止となります。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間接触があった等、濃厚接触者と特定された場合、発熱、咳等の症状があるか否かに関わらず、その対象者と最後に濃厚接触をした日から起算して 14 日間は自宅などで健康観察を行ってください。
- ・感染と診断された場合あるいは濃厚接触者と特定された場合は、ただちに「8. 問い合わせ先」にお知らせいただくとともに、行政の指示を遵守してください。

5. 海外から日本へ入国された方へ

外務省海外安全情報（感染症危険情報）において、「レベル 2」以上の地域を一部でも含む国に滞在履歴がある方（経由地を含む）は、発熱、咳等の症状があるか否かに関わらず、日本入国後、14 日間は大学への出校を原則禁止（大学行事などへの参加を含む）とし、生活上不可欠な外出を除き、自宅待機してください。

6. 現在、海外に滞在している方、これから海外渡航を予定されている方へ

- ・現在、日本への入国制限の対象となる国や地域が増えています。また、出発国・地域によっては、日本到着後に、検疫所長の指定する場所（自宅など）で 14 日間の待機が求められたり、到着空港から待機場所への移動に公共交通機関（国内線含む）が利用できなかったりするなどの状況が発生しています。
- ・加えて、航空便の減少や、第 3 国での乗継ぎにおいて入国制限の対象となるなどの理由により、日本への帰国が困難となる事例が増加しています。
- ・こうした状況により、日本国政府は全世界に対して、3 月 25 日に危険情報「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」を発出しました。
- ・つきましては、全ての本学関係者に対し、全ての海外渡航（旅行、出張、一時帰国を含む）の中止又は延期を要請します。
- ・本学主催の海外研修プログラムの参加者については、すでに全員帰国済ですが、私費留学等、個人的に海外渡航をされている方の中で、帰国が困難となられている方は、航空便の手配が可能なうちに、帰国されることを強く推奨します。
- ・なお、授業開始日までに航空便の手配が困難などの理由で、帰国ができない場合は、「8. 問い合わせ先」にお知らせください。

7. 今後の対応について

- ・本感染症を取り巻く状況は日々変化しますので、厚生労働省の Web サイトなど信頼できる情報源から最新情報を正確に入手してください。
- ・誰でも感染者になり得る現状に鑑み、渡航歴や出身地域に偏見を持ったり、流言飛語に惑わされることなく、適切な対応を行うことで感染予防に努めてください。
- ・本件に関する情報は日々更新されていきますので、本学の対応も状況に応じて変化します。ウェブサイト等、大学からの最新情報をこまめに確認するようにしてください。

8. 問い合わせ先

名城大学コロナウイルス感染症に関する問い合わせについては、「新型コロナウイルス感染症対策に関する行動指針について」をご確認いただき、所定の窓口へお問い合わせください。

9. 参考

- ・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>
- ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）
電話番号 0120-565653 受付時間 9 時 00 分から 21 時 00 分

以上